未支給年金お手続きガイド

手続きに必要な要件などのご確認

未支給年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

✓ 年金の受取り内容のご確認

未支給年金の受取り内容などをご確認いただきます。

✓ 請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

✓ 必要書類リスト

請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

ジョ 説明事項のご確認

黄緑

未支給年金 お手続きカード



手続きに必要な要件などのご確認

未支給年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認 いただきます。



お手続きカードNo.1



年金の受取り内容のご案内

未支給年金の受取り内容などをご確認いただきます。



お手続きカードNo.2



請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、 本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。



→ 必要書類リスト



(三) お手続きカード (三) 請求書等記入例



請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認 いただきます。



説明事項のご確認



(→) お手続きカードNo.**3**

- 目次-

カード No.	タイトル	説明の対象者(例)	概要
1	年金を受け取るための 要件	●全ての者	■遺族の要件 ■亡くなった方の要件 ■生計同一関係の認定要件
2	受取り内容	●全ての者	■亡くなった方が年金を受け取っていた場合■亡くなった方が年金を請求していなかった場合
3	請求後の流れ	●請求書を提出した者	■年金の決定と受取り

No.1-1 年金を受け取るための要件



遺族の要件

死亡日において、亡くなった方と**生計を同じくしていた**次の遺族に限られています。



- ・未支給年金を受ける順位は、1~7の順です。未支給年金を受け取ることができる先順位者がいる場合には、後順位者は受け取ることができません。
- ・未支給年金を受けるべき同順位の遺族が2人以上いる場合であって、そのうち1人がした未支給年金の請求は、全員のためにその全額についてしたものとみなされます。
- •遺族の年齢制限はありません。
- •該当する遺族がいない場合は、「死亡届」 のみ提出ください。





(亡くなった方の要件

死亡日において、亡くなった方が次の<u>いずれかに</u>該当するときに、遺族が受け取ることができます。

- 1 年金を受け取る前に亡くなったとき
- 2 年金(※)を受け取る権利はあったが、請求しないうちに亡くなったとき
- ※ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金

→ 未-No.2

No.1-2 年金を受け取るための要件



生計同一関係の認定要件

1. Aが配偶者または子

生計同一 要件 いずれか

- ① 死亡日においてAが死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日においてAが死亡者と住民票上世帯を異にしていた が、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日においてAと死亡者の住所が住民票上異なっていたが、次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにして いたと認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
 - (i) Aから死亡者に対して、または死亡者からAに対して、生活費、療養費等の経済的な援助が行われていたこと
 - (ii) 死亡者との間に定期的に音信、訪問があったこと

2. Bが父母、孫、祖父母、兄弟姉妹またはその他の3親等内の親族

生計同一 要件 いずれか

- ① 死亡日においてBが死亡者と住民票上同一世帯に属していた とき
- ② 死亡日においてBが死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日においてBと死亡者の住所が住民票上異なっていたが、次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにして いたと認められるとき
 - イ Bから死亡者に対して、または死亡者からBに対して、生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていたと認められるとき

No.2-1 受取り内容



✓ 亡くなった方が年金を受け取っていた場合

亡くなった方が受け取っていた年金額や亡くなった時期などにより、受け取れる年金額が 異なります。



年金受給者が亡くなった場合には、市区町村窓口や日本年金機構への 死亡届などの提出のほか、**金融機関へのお手続きも必要**となります。

No.2-2 受取り内容



✓ 亡くなった方が年金を請求していなかった場合

亡くなった方が年金を請求していなかった場合には、以下の年金を受け取ることが できる可能性があります。

この場合には、未支給年金の請求とあわせて、亡くなった方の年金請求のお手続き も必要となります。

1. 老齡基礎年金

国民年金保険料を10年以上納付した方などが65歳から受け取ることができる 年金です。

2. 障害基礎年金

国民年金に加入中に初診日がある病気・けがが原因で障がい者になったとき に受け取ることができる年金です。



障害

老齢

3. 遺族基礎年金

一定の要件を満たした方が亡くなった場合に、遺族が受け取ることができる 年金です。



遺族

4. 寡婦年金

一定の要件を満たした夫が死亡した場合、10年以上婚姻関係(事実上の婚姻 関係を含む)のあった妻が、60歳以上65歳未満の間で受け取ることができる 国民年金独自の年金です。

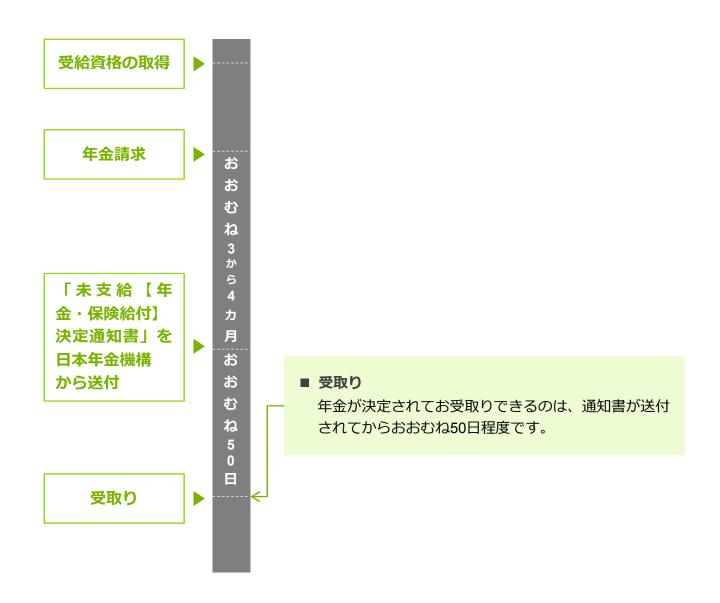
寡婦

No.3-1 請求後の流れ



📝 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れ ます。なお、受給要件に該当しなかった場合には「不該当通知書」が送付されます。



受け取れる年金額は「未支給【年金・保険給付】決定通知書」で確認 できます。

No.3-2 請求後の流れ

● 未支給【年金・保険給付】決定通知書





必ず提出・添付するもの

- 未支給【年金・保険給付】請求書
- 亡くなった方の年金手帳、年金証書または基礎年金番号通知書



<以前交付されていた年金手帳>

<現在交付している年金手帳>



- 預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等(請求書に金融機関の証明を受けた場合は 不要)
- 亡くなった方との身分関係の確認書類として、戸籍の謄本(戸籍の全部事項証明書)、 戸籍の抄本(戸籍の個人事項証明書)、戸籍の記載事項証明書(戸籍の一部事項証明 書)のいずれか
- 生計同一の確認書類として、住民票(世帯全員・本籍地・続柄記載)
- 亡くなった方の住民票の除票(上記、世帯全員の住民票で亡くなった方が確認できない場合のみ)



生計同一関係の書類

- 生計同一関係に関する申立書
- 事実婚関係に関する申立書

第三者証明に代わる書類

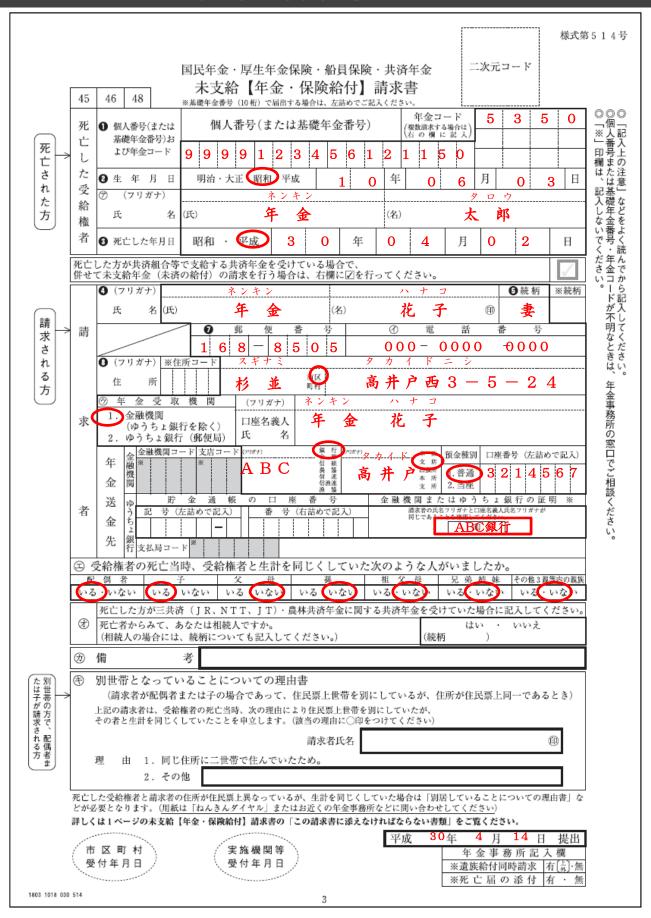
- ●健康保険被保険者証または組合員証等 ※健康保険等の被扶養者の場合(国民健康保険以外)
- 給与簿または賃金台帳等 ※給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合
- 源泉徴収票または課税(非課税)証明書等 ※税法上の扶養家族になっている場合
- 定期的に送金されていたことのわかる現金封筒または預貯金通帳等 ※定期的に送金がある場合

その他

- 委任状 ※請求者本人が署名押印したもの
- 窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの ※運転免許証、パスポート等
- 印鑑 (認め印でも可、スタンプ印は不可) ※請求者本人が自署の場合は不要

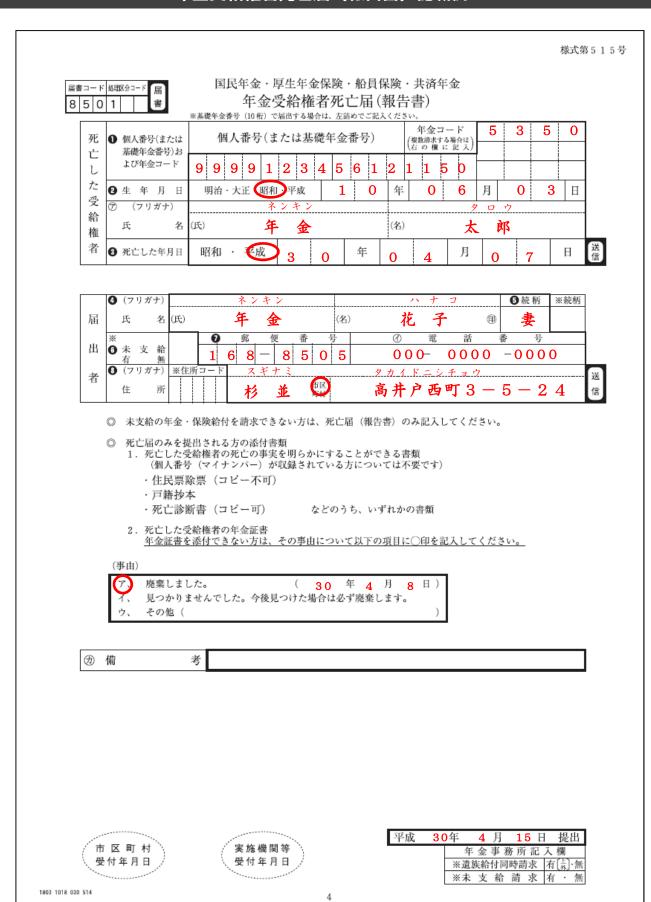


未支給【年金・保険給付】請求書記載例





年金受給権者死亡届(報告書)記載例





生計同一関係に関する申立書(亡くなった方の配偶者・子である場合)

生計同一関係に関する申立書 1 別世帯になっていた理由 ※①と②は同居していたが別世帯となっていた場合には記入 ② 同居についての申立 (別居していたことの理由) ※①と②の住民票上の住所が異なっていた場合には記入 ② ②から①に対する経済的援助の有無 (あり ・ なし) ④ 上記⑦で「あり」の場合にはその回数 (年 ・ 月 約	遺	族年金 未支給 一時金	配偶者•子 別紙2
**①と②は同居していたが別世帯となっていた場合には記入 ② 同居についての申立 (別居していたことの理由) **①と②の住民票上の住所が異なっていた場合には記入 ③ 経済的援助についての申立 **①と②が別屋の場合には記入 ② ②から①に対する経済的援助の有無 (あり ・ なし) ④ 上記②で「あり」の場合にはその回数 (年 ・ 月 約		生計同一関係に関する申立書	
※①と②の住民票上の住所が異なっていた場合には記入 ② 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入 ② ②から①に対する経済的援助の有無 (あり ・ なし) ④ 上記⑦で「あり」の場合にはその回数 (年 ・ 月 約	1		
3 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入 ⑦ ②から①に対する経済的援助の有無 (あり ・ なし) ④ 上記⑦で「あり」の場合にはその回数 (年 ・ 月 約 回程度)	2		
② ②から①に対する経済的援助の有無 (あり ・ なし) ② 上記⑦で「あり」の場合にはその回数 (年 ・ 月 約		※①と②の住民票上の住所が異なっていた場合には記入	
② ②から①に対する経済的援助の有無 (あり ・ なし) ② 上記②で「あり」の場合にはその回数 (年 ・ 月 約	3	経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入	
		⑦ ②から①に対する経済的援助の有無 (あり ・ なし) ① 上記⑦で「あり」の場合にはその回数 (年 ・ 月 約	
		W.	



生計同一関係に関する申立書(亡くなった方の配偶者・子である場合)

⑦ 音信の手段	()
	(年・月・週 約_		1程度)
⑤ 音信・訪問	の内容		
92			
12			
- 58			
· ·			
5 片针目_朋友	ニキュナートの由立		
	にあったことの申立		
5 生計同一関係 平成年	25.		
平成年	25.	こした。	
平成年	月日 者と、生計を同じくしておりま	こした。	
平成年 私は、下記②の ① 請求者の住所	月日 者と、生計を同じくしておりま		
平成年 私は、下記②の ① 請求者の住所 住所	月日 者と、生計を同じくしておりま ・氏名	F-98 1.5 (0.48)	
平成年_ 私は、下記②の ① 請求者の住所 住所 氏名	月日 者と、生計を同じくしておりま ・氏名	※本人自署の場	合には押印省略可能
平成年 私は、下記②の ① 請求者の住所 住所 氏名 ② 受給権者(被	月日 者と、生計を同じくしておりま ・氏名 (保険者、被保険者であった者)	※本人自署の場の住所(亡くなっ)	合には押印省略可能
平成年 私は、下記②の ① 請求者の住所 住所 氏名 ② 受給権者(被 住所	月日 者と、生計を同じくしておりま ・氏名 (保険者、被保険者であった者)	<u>》</u> ※本人自署の場 の住所(亡くなっ)	合には押印省略可能 た当時)、氏名
平成年 私は、下記②の ① 請求者の住所 住所 氏名 ② 受給権者(被 住所 氏名	月日 者と、生計を同じくしておりま ・氏名 (保険者、被保険者であった者)	<u>》</u> ※本人自署の場 の住所(亡くなっ)	合には押印省略可能
平成年 私は、下記②の ① 請求者の住所 住所 氏名 ② 受給権者(被 住所 氏名 6 第三者による	月日 者と、生計を同じくしておりま ・氏名 (保険者、被保険者であった者) 証明欄	<u>》</u> ※本人自署の場 の住所(亡くなっ)	合には押印省略可能 た当時)、氏名
平成 年 私は、下記②の ① 請求者の住所 住所		※本人自署の場の住所(亡くなった)の住所(亡くなった)(①との続柄:	合には押印省略可能 た当時)、氏名
平成年 私は、下記②の ① 請求者の住所 住所 氏名 氏名 氏名 任所 氏名 年所 氏名 年所 氏名 年所 氏名 年 年 年 十 年 十 年 十 年 十 十 十 十 十 十 十 十 十	月日 者と、生計を同じくしておりま ・氏名 (保険者、被保険者であった者) 証明欄	※本人自署の場の住所(亡くなった)(①との続柄:します。	合には押印省略可能 た当時)、氏名)

日本年金機構理事長 殿



事実婚関係に関する申立書

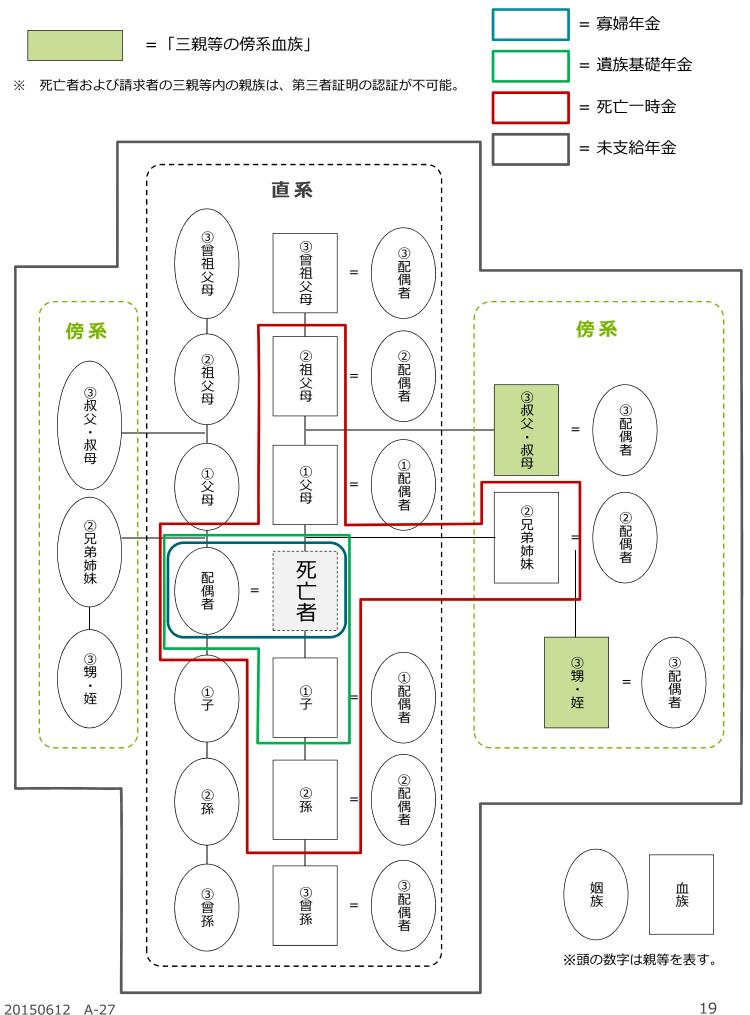
事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書 ② 別世帯になっていた理由 ※①と②は同居していたが別世帯となっていた場合には記入 ② 同居についての申立 (別居していたことの理由) ※①と②の住民票上の住所が異なっていた場合には記入 ③ 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入	遺族	「年金」 「未支給」 一時金 事実	婚】別紙
※①と②は同居していたが別世帯となっていた場合には記入 ② 同居についての申立 (別居していたことの理由) ※①と②の住民票上の住所が異なっていた場合には記入 ③ 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入		事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書	
2 同居についての申立 (別居していたことの理由) ※①と②の住民票上の住所が異なっていた場合には記入 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入	1 5	別世帯になっていた理由	
※①と②の住民票上の住所が異なっていた場合には記入 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入		※ <u>①と②は同居していたが別世帯となっていた</u> 場合には記入	
※①と②の住民票上の住所が異なっていた場合には記入 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入	12 <u>-</u>		
※①と②の住民票上の住所が異なっていた場合には記入 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入	8 		
※①と②の住民票上の住所が異なっていた場合には記入 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入	85 -		
3 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入			
	13_	<u> </u>	
	£6 		
	97— 1914		
	9 <u>—</u>	HO 8-3	
(7) (2)7) [(1)] (7) (7) (4) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A		経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入 ②から①に対する経済的援助の有無(あり ・ なし)	
① 上記⑦で「あり」の場合にはその回数 (年・月 約		, en select, selling and selection and selec	回程
⑤ 経済的援助の内容	લ) 上記⑦で「あり」の場合にはその回数(年 · 月 約	territ below.
	2003	es o destagnações de 17 de estado da Companda do Estado de Companda do No. No. 1000 1000 1	
	200	es o destagnações de 17 de estado da Companda do Estado de Companda do No. No. 1000 1000 1	
8	2005	es o destagnações de 17 de estado da Companda do Estado de Companda do No. No. 1000 1000 1	
	200	es o destagnações de 17 de estado da Companda do Estado de Companda do No. No. 1000 1000 1	



事実婚関係に関する申立書

4 5	E期的な音信・訪問についての)中立 ※ <u>Uと(</u>	2)が別居の	場合には記入	
Z) 音信の手段 ()	
વ)訪問回数(年・月・	週 約		回程度)	
<u>O</u>) 音信・訪問の内容				
4.					
<u>186</u>					
5 \$	5個の音用及び土幅としてサラ	7.仕手を増して	51 \ +_ = L	の中立	
	昏姻の意思及び夫婦として共同	生活を営んで	さいたこと	の申立	
平成	年月日				
私	は、下記②の者が亡くなった当	時、戸籍簿上の)婚姻関係	にはありません	でしたが、共に婚が
			AH MHIDO MI	1-18027 05 -11	
する	意思を持って、夫婦としての共				
	意思を持って、夫婦としての共				
Œ)請求者の住所、氏名	同生活を営んて	いたため	、生計を同じく	
Œ) 請求者の住所、氏名 所	同生活を営んて	いたため	、生計を同じく	しておりました。
① 住 氏) 請求者の住所、氏名 所 :名	同生活を営んて	いたため	、生計を同じく	しておりました。
① 住 氏)請求者の住所、氏名所	同生活を営んて	いたため	、生計を同じく	しておりました。
① 住 氏 (2))請求者の住所、氏名所名配偶者の住所(亡くなった当所	同生活を営んて	いたため	、生計を同じく	しておりました。
住民)請求者の住所、氏名所二配偶者の住所(亡くなった当所二名	同生活を営んて	いたため	、生計を同じく	しておりました。
住民)請求者の住所、氏名所名配偶者の住所(亡くなった当所	同生活を営んて	いたため	、生計を同じく	しておりました。
(1) 住 氏 住 氏)請求者の住所、氏名所二配偶者の住所(亡くなった当所二名	同生活を営んて	いたため	、生計を同じく	しておりました。
① 住 氏 住 氏 平)請求者の住所、氏名所二配偶者の住所(亡くなった当所二名二高三者による証明欄	明生活を営んて	※本人目	、生計を同じく	しておりました。
① 住 氏 住 氏 平 平)請求者の住所、氏名 所 名 配偶者の住所(亡くなった当 所 名 三者による証明欄 成 年 月 日	同生活を営んて (印) 時)、氏名	※本人目	、生計を同じく	しておりました。
(1) 住 氏 (2) 任 氏 (3))請求者の住所、氏名 所 名 配偶者の住所(亡くなった当 所 名 高三者による証明欄 成 「年 」 月 」 日 上記 1 ~ 5 の事実に相違ない	同生活を営んて (印) 時)、氏名	※本人目	、生計を同じく	しておりました。

-遺族(請求者)の範囲 -



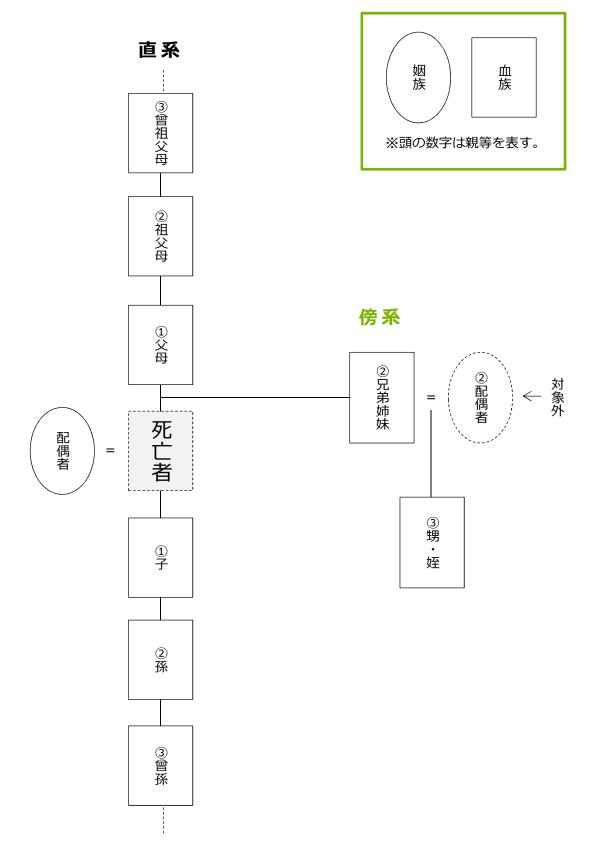
- 法定相続人の範囲 -

※ 配偶者は常に相続人となる。

第1順位:直系卑属 (子、孫、曾孫など)

第2順位:直系尊属 (父母、祖父母、曾祖父母など)

第3順位:兄弟姉妹



- 年齢早見表 - (平成30年1月1日∼12月31日)

和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和3	1928	90	昭和33	1958	60	昭和63	1988	30
昭和4	1929	89	昭和34	1959	59	昭和64/ 平成元	1989	29
昭和5	1930	88	昭和35	1960	58	平成2	1990	28
昭和6	1931	87	昭和36	1961	57	平成3	1991	27
昭和7	1932	86	昭和37	1962	56	平成4	1992	26
昭和8	1933	85	昭和38	1963	55	平成5	1993	25
昭和9	1934	84	昭和39	1964	54	平成6	1994	24
昭和10	1935	83	昭和40	1965	53	平成7	1995	23
昭和11	1936	82	昭和41	1966	52	平成8	1996	22
昭和12	1937	81	昭和42	1967	51	平成9	1997	21
昭和13	1938	80	昭和43	1968	50	平成10	1998	20
昭和14	1939	79	昭和44	1969	49	平成11	1999	19
昭和15	1940	78	昭和45	1970	48	平成12	2000	18
昭和16	1941	77	昭和46	1971	47	平成13	2001	17
昭和17	1942	76	昭和47	1972	46	平成14	2002	16
昭和18	1943	75	昭和48	1973	45	平成15	2003	15
昭和19	1944	74	昭和49	1974	44	平成16	2004	14
昭和20	1945	73	昭和50	1975	43	平成17	2005	13
昭和21	1946	72	昭和51	1976	42	平成18	2006	12
昭和22	1947	71	昭和52	1977	41	平成19	2007	11
昭和23	1948	70	昭和53	1978	40	平成20	2008	10
昭和24	1949	69	昭和54	1979	39	平成21	2009	9
昭和25	1950	68	昭和55	1980	38	平成22	2010	8
昭和26	1951	67	昭和56	1981	37	平成23	2011	7
昭和27	1952	66	昭和57	1982	36	平成24	2012	6
昭和28	1953	65	昭和58	1983	35	平成25	2013	5
昭和29	1954	64	昭和59	1984	34	平成26	2014	4
昭和30	1955	63	昭和60	1985	33	平成27	2015	3
昭和31	1956	62	昭和61	1986	32	平成28	2016	2
昭和32	1957	61	昭和62	1987	31	平成29	2017	1

- 年齢早見表 - (平成29年1月1日∼12月31日)

和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和2	1927	90
昭和3	1928	89
昭和4	1929	88
昭和5	1930	87
昭和6	1931	86
昭和7	1932	85
昭和8	1933	84
昭和9	1934	83
昭和10	1935	82
昭和11	1936	81
昭和12	1937	80
昭和13	1938	79
昭和14	1939	78
昭和15	1940	77
昭和16	1941	76
昭和17	1942	75
昭和18	1943	74
昭和19	1944	73
昭和20	1945	72
昭和21	1946	72
昭和22	1947	70
昭和23	1948	69
昭和24	1949	68
昭和25	1950	67
昭和26	1951	66
昭和27	1952	65
昭和28	1953	64
昭和29	1954	63
昭和30	1955	62
昭和31	1956	61

和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和32	1957	60
昭和33	1958	59
昭和34	1959	58
昭和35	1960	57
昭和36	1961	56
昭和37	1962	55
昭和38	1963	54
昭和39	1964	53
昭和40	1965	52
昭和41	1966	51
昭和42	1967	50
昭和43	1968	49
昭和44	1969	48
昭和45	1970	47
昭和46	1971	46
昭和47	1972	45
昭和48	1973	44
昭和49	1974	43
昭和50	1975	42
昭和51	1976	41
昭和52	1977	40
昭和53	1978	39
昭和54	1979	38
昭和55	1980	37
昭和56	1981	36
昭和57	1982	35
昭和58	1983	34
昭和59	1984	33
昭和60	1985	32
昭和61	1986	31

和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和62	1987	30
昭和63	1988	29
昭和64/ 平成元	1989	28
平成2	1990	27
平成3	1991	26
平成4	1992	25
平成5	1993	24
平成6	1994	23
平成7	1995	22
平成8	1996	21
平成9	1997	20
平成10	1998	19
平成11	1999	18
平成12	2000	17
平成13	2001	16
平成14	2002	15
平成15	2003	14
平成16	2004	13
平成17	2005	12
平成18	2006	11
平成19	2007	10
平成20	2008	9
平成21	2009	8
平成22	2010	7
平成23	2011	6
平成24	2012	5
平成25	2013	4
平成26	2014	3
平成27	2015	2
平成28	2016	1

- 年金請求窓口のご確認ほか -



✓ 年金請求窓口のご確認

お亡くなりになった方が、受け取っていた年金の種類によって、年金請求窓口は以下の ようになっております。

亡くなられた方が受給していた年金の種類	請求窓口
老齢基礎年金	年金事務所
障害基礎年金	当市区町村窓口
遺族基礎年金	当市区町村窓口
寡婦年金	当市区町村窓口

▼ 年金のご相談

問い合わせ先	電話番号 (FAX番号)	受付時間
○○年金事務所	00-0000-0000	平日:○○時~○○時 土日祝:○○時~○○時
街角の年金相談センター	00-0000-0000	平日:○○時~○○時 土日祝:○○時~○○時
ねんきんダイヤル	0570-05-1165	平日:○○時~○○時 土日祝:○○時~○○時
○○市区町村窓口	00-0000-0000 (00-0000-0000)	平日:○○時~○○時 土日祝:○○時~○○時



生計同一関係に関する申立書(亡くなった方の配偶者・子以外である場合)

1 同	居についての申立
*	①と②は同居していたが住民票上の住所が異なっていた場合には記入
_	
_	
_	
_	
2 経	済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入
-	②から①に対する経済的援助の有無 (あり ・ なし)
3	上記⑦で「あり」の場合にはその回数 (年 ・ 月 約 回程度)
9	上記⑦で「あり」の場合にはその金額 (年 ・ 月 約 円程度)
	経済的援助の内容
1	
(E)	
<u> </u>	
<u></u>	

20180401 A-27 (16\O2)



生計同一関係に関する申立書(亡くなった方の配偶者・子以外である場合)

平成	Р
私は、下記②の者と、	生計を同じくしておりました。
① 請求者の住所・氏名	
住所	
	(A) 安全上点要为组入17 14 拥印化败工体
② 受給權者(被保険者	⑩ ※本人自署の場合には押印省略可能、被保険者であった者)の住所(亡くなった当時)、氏名
② 受給権者(被保険者住所	、被保険者であった者)の住所(亡くなった当時)、氏名
② 受給権者(被保険者住所	、被保険者であった者)の住所(亡くなった当時)、氏名
② 受給権者(被保険者 住所 氏名	、被保険者であった者)の住所(亡くなった当時)、氏名(①との続柄:)
② 受給権者(被保険者 住所	、被保険者であった者)の住所(亡くなった当時)、氏名(①との続柄:)

日本年金機構理事長 殿

20180401 A-27 (16O3)